

答申書(素案)(下水道事業分)**2 下水道事業****(1) 下水道事業のあり方について****①下水道事業の現状と課題**

本市は、昭和49年度に公共下水道事業（中津川処理区）に着手し、昭和63年度に一部供用を開始した。本市は山間部特有の地形のため、その維持管理、更新に多額の費用を要している。

その一方で、令和5年度末における水洗化率は88.7%に留まっており、未だ普及途上にある。下水道の未整備地域では、地域の実情に配慮し、合併処理浄化槽における水洗化のほか下水道整備区域の見直しも視野に入れ、経済的な事業促進に努める必要がある。

本市下水道事業は、汚水処理にかかる費用を使用料収入で賄えている割合を示す「経費回収率」は今後低下を続け、令和16年度には83.8%まで低下する見通しである。

②下水道料金水準の妥当性

本審議会は、上記の課題について討議を重ね、経営戦略の計画期間においては当面、以下のような対応策を講ずることによって下水道料金の改定を行うことなく、引き続き安定的な事業を継続できるとの結論に至った。

今後、これらの対応策を着実に推進することで当面の事業継続性を確保するとともに、地方公営企業法適用により可視化された経営情報や、ストックマネジメント計画等の各種計画類の内容を踏まえ、次期審議会において、今後の下水道事業の在り方について再度検討されることを期待したい。

ア) 維持管理費の削減等

施設、機械設備等の修繕を計画的に行うことで修繕費の削減に繋がるため、施設情報のデータ化及び活用を推進すること。

また、接続戸数が減少したマンホールポンプの廃止に向けた取組を推進すること。併せて処理場用地を含めた施設等の有効活用による財源の創出、経費削減について検討し、取組みを推進すること。

イ) 資本費平準化債の活用

世代間の使用料負担の公平性に配慮し、施設の耐用年数に応じた借入金の返済となるよう、引き続き資本費平準化債を活用すること。なお、次世代に過剰な負担を残さないよう、活用は必要最低限の額・期間とされたいこと。

ウ) 施設統廃合の推進

ストックマネジメント計画及び岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき処理施設の統合を行い、処理施設の費用削減を推進すること。

エ) 処理方式の抜本的見直し

人口減少の進展という社会情勢を踏まえ、一定規模の処理人口を前提とする「集合処理方式」から、個別・分散単位で処理する「個別処理方式」への転換について検討すること。

オ) 官民連携の活用

民間事業者が一体的な維持管理・運営による効率化等によりコスト削減を図る包括的民間委託の導入が経費削減に有効と考えられるため、下水道事業においても水道事業で導入している官民連携手法の活用について検討を進めること。

(2) 経営戦略の見直しについて

本審議会は、今後の下水道事業のあり方について上記のとおり方向性を提示するとともに、その方向性を踏まえ、平成 29 年 3 月に策定した「下水道事業経営戦略」の見直しを実施した。

その結果、本審議会に付議された見直し後の「下水道事業経営戦略」は、本審議会が示した今後の下水道事業のあり方の方向性に合致しており、計画期間中における下水道料金改定は不要との結論に至った。

ただし、下水道事業会計全体では資金不足とならないが、事業セグメントに分割した場合、農業集落排水事業と個別排水処理事業については資金不足となるため、施設の統廃合や包括的民間委託などの経費削減策を検討する必要があるため、再度、上下水道事業経営審議会に諮り、その事業の在り方について審議されるよう申し添える。

令和 7 年度から始まる計画期間においては、今回見直した「下水道事業経営戦略」に基づき、将来にわたって安定的な事業を継続して経営していくことを期待する。